

ひろしま相続手続.com 概要書

ひろしま相続手続.com (そうぞくてつづきドットコム) とは

遺産（遺言）相続手続を一括して依頼することができる、相続手続専門のサイトです。

広島にご縁のある方の、相続のお手伝いをさせていただきます。

（故人様の家や土地が広島にある、広島に住んでいる（いた）などご縁のある方）

戸籍謄本取得、遺産分割協議書の作成、土地建物（不動産）名義変更、通帳、保険など、すべての名義変更手続をご依頼いただけます。

スタッフすべてが女性の司法書士事務所が運営しています。

相続・遺言・後見のご相談は、ご自宅や指定の場所へ無料で相談に伺います。

※当事務所（東区光町）から約半径 1.5Km 以内。対応地域については、お問い合わせください。

【ワンストップサービス】

戸籍謄本や必要書類の収集、遺産分割協議書の作成、不動産の相続登記、必要な方への税理士無料紹介など、当事務所にご依頼いただければ、すべて一箇所で解決します！

運営者

事務所名



一般社団法人 あすみあグループ

あすみあ総合司法書士法人 代表司法書士 飯島きよか

所在地

〒732-0052 広島県広島市東区光町 6 番 41 号セネスビル 4 階

電話

082-569-5323 FAX 082-553-0856

フリーダイヤル

くいなく むつまじく
0120-917-604

電子メールアドレス

toiawase@sihou.biz

開業

平成 13 年 9 月

法人設立

平成 29 年 3 月

主な業務

- 相続手続
- 遺言
- 借金整理
- 家や土地の名義変更
- 後見手続
- 離婚(不動産の財産分与手続)

料 金

① -1 相続手続きまるごとパック 168,000円～

相続人調査から不動産登記まで、全てお任せいただくパックです。

「手続き内容」	「特記事項」
①相続人調査、相続人確定 4名まで ②相続関係説明図作成 ③相続財産調査（不動産） ④財産目録作成 ⑤相続手続きのアドバイス ⑥遺産分割協議書の作成 修正2回まで ⑦不動産調査 （名義・登記状況の調査） ⑧不動産相続登記 ⑨預貯金の手続き（2社まで）	① 相続人調査 ・相続人が5名以上の場合（途中お亡くなりになった方も含む）、1人当たり5,000円追加となります。ただし、14名を超える場合は、一律50,000円です。 ・相続人が海外在住または外国籍の場合、1人あたり5万円追加となります。 ・戸籍が全て揃っている場合は、1万円引かせていただきます。ただし、戸籍が不足している場合は、取得費用として、1通3,000円いただきます。 ⑥遺産分割協議について ・分割協議書を3回以上修正する場合は、1回につき1万円追加となります。 ・複数の遺産分割協議が必要な場合、1回あたり3万円追加となります。 ⑧不動産について ・不動産3筆以上の場合は、1筆毎に1,000円追加となります。 ・複数の管轄での申請の場合は、1管轄毎に20,000円追加となります。 ・申請件数が複数の場合は、1件毎に48,000円追加となります。

① -2 相続手続きまるごとパック PLUS（プラス） 248,000円～

相続人調査から預貯金の名義変更（2社）まで、全てお任せいただくパックです。

「手続き内容」	「特記事項」
①相続人調査、相続人確定 4名まで ②相続関係説明図作成 ③相続財産調査（不動産） ④財産目録作成 ⑤相続手続きのアドバイス ⑥遺産分割協議書の作成 修正2回まで ⑦不動産調査 （名義・登記状況の調査） ⑧不動産相続登記	② 相続人調査 ・相続人が5名以上の場合（途中お亡くなりになった方も含む）、1人当たり5,000円追加となります。ただし、14名を超える場合は、一律50,000円です。 ・相続人が海外在住または外国籍の場合、1人あたり5万円追加となります。 ・戸籍が全て揃っている場合は、1万円引かせていただきます。ただし、戸籍が不足している場合は、取得費用として、1通3,000円いただきます。 ⑥遺産分割協議について ・分割協議書を3回以上修正する場合は、1回につき1万円追加となります。 ・複数の遺産分割協議が必要な場合、1回あたり3万円追加となります。 ⑧不動産について ・不動産3筆以上の場合は、1筆毎に1,000円追加となります。 ・複数の管轄での申請の場合は、1管轄毎に20,000円追加となります。 ・申請件数が複数の場合は、1件毎に48,000円追加となります。

※この他に実費（戸籍、謄本代・郵送料、登録免許税など）及び消費税が必要となります。
依頼者様の状況などによって、実費の金額が異なるため、実費を別とさせていただきます。

【オプション料金】（①-1、①-2 共通のオプションです）

<input type="checkbox"/>	株・投資信託・預貯金の手続き （遺産整理業務）	金融機関などに対し、相続人の確定・解約・各相続人への振り込みなど、一切の手続きをいたします。	会社1社につき 40,000円+相続人数 ×10,000円
<input type="checkbox"/>	残高証明書取得手続き	相続税申告に必要な残高証明書を取得いたします。	会社1社につき 15,000円
<input type="checkbox"/>	公図・建物図面取得手続き	相続税申告に必要な図面を取得いたします。	1通1,000円
<input type="checkbox"/>	公正証書遺言確認手続き	公正証書遺言があるかどうか、調査いたします。	15,000円 (平成元年以降)
<input type="checkbox"/>	法定相続情報一覧図	法務局の一覧図作成の手続きを行います。	15,000円
<input type="checkbox"/>	(根) 抵当権抹消手続き	被相続人名義の土地の(根) 抵当権の抹消手続き	抵当権1つにつき 15,000円
<input type="checkbox"/>	相続人の方への説明書作成 および意思確認	相続人の方への法的説明書類の作成や、意思確認を行います。(1回ごとに費用がかかります)	相続人1人1回につき 20,000円
<input type="checkbox"/>	相続分 譲渡証明書作成	相続人の方への法的説明書類の作成や、意思確認を行います。(1回ごとに費用がかかります)	相続人1人につき 30,000円
<input type="checkbox"/>	確定/受理 証明書取得	相続放棄などの証明書を取得いたします。	1人につき10,000円

③ 相続登記手続選択プラン

相続書類一式をご自身で準備され、不動産登記のみご依頼いただく方のためのプランです。

「手続き内容」	「基本料金」	「特記事項」
不動産登記申請 (土地 1、建物 1)	48,000 円	①～③について ・お持ちいただく書類の確認作業です * 不動産の筆数について 不動産 3 筆目を超える場合は、1 筆毎に 3,000 円追加となります。 * 不動産の管轄について 複数の管轄での申請の場合は、1 管轄毎に 2 万円追加となります * 申請件数について 申請件数が複数の場合は、1 件毎に 15,000 円追加となります。 * 戸籍を確認した結果、不足していた場合、1 通取得毎に、3,000 円をいただきます。 * 登記事項証明書の取得は、
不動産調査 (所有物件確認・名義確認)	10,000 円	
① 相続人の確認 (4 名まで) (5 名以上の場合は、1 人当たり 3,000 円追加)	〈申請保証料〉 ①15,000 円	
②相続関係説明図の確認	② 5,000 円	
③遺産分割協議書の確認	③15,000 円	
登記完了確認 (登記事項証明書取得)	1,000 円 (1 筆あたり) (ただし、5 筆目以上の場合は、1 筆目ごとに 500 円追加)	

※この他に実費 (戸籍、謄本代・郵送料、登録免許税など) 及び消費税が必要となります。

依頼者様の状況などによって、実費の金額が異なるため、実費を別とさせていただきます。

【オプション料金】

<input type="checkbox"/>	相続人調査	30,000 円 (5 名以上の場合 (途中お亡くなりになった方も含む) は、1 人当たり 5,000 円追加)
<input type="checkbox"/>	公正証書遺言確認手続き	公正証書遺言があるかどうか、調査いたします。15,000 円 (平成元年以降)
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本の取得	1 通 3,000 円
<input type="checkbox"/>	遺言者の除票の取得	3,000 円
<input type="checkbox"/>	相続関係図作成	13,000 円
<input type="checkbox"/>	財産目録作成	30,000 円
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書の作成	1 協議につき 50,000 円
<input type="checkbox"/>	(根) 抵当権抹消手続き	抵当権 1 つにつき 15,000 円
<input type="checkbox"/>	確定証明書取得 (裁判所)	10,000 円 相続放棄などの証明書を取得いたします。

③ 相続放棄手続きまるごとパック

59,800円～

相続人調査から家庭裁判所への相続放棄の申し立てまで、全てお任せいただくパックです。

「手続き内容」	「特記事項」
① 相続人調査、相続人確定 4名まで	①相続人調査 ・相続人が5名以上の場合（途中、お亡くなりになった方も含む）、1人あたり5,000円追加となります。 ・相続人が海外在住または外国籍の場合、1人あたり1万円追加となります。また、日本以外の戸籍を取得する場合は、1請求毎に5,000円追加となります。 ② 経緯の確認について ・相続を知った経緯や、放棄される理由をまとめさせていただきます。
① 相続関係説明図作成（必要な場合）	
② 経緯の確認	
③ 申立書作成	
④ 家庭裁判所へ申し立て	

※この他に実費（戸籍、謄本代・郵送料、登録免許税など）及び消費税が必要となります。

依頼者様の状況などによって、実費の金額が異なるため、実費を別とさせていただきます。

【オプション料金】

<input type="checkbox"/> 他の相続人の方の申立て	他の法定相続人の方の手続きも、一緒にさせていただきます。	1人あたり 30,000円 (ただし、戸籍が別途必要な場合はお見積りさせていただきます)
<input type="checkbox"/> 期間伸長の申立て	3か月の期間を超えそうな場合、期間を伸ばしてもらう手続きを行います。	1人あたり 30,000円
<input type="checkbox"/> 家庭裁判所への照会	先順位者の相続放棄の有無を照会します。	1人あたり 10,000円
<input type="checkbox"/> 戸籍取得	別途、戸籍が必要な場合に取得させていただきます。	1通につき 3,000円
<input type="checkbox"/> 受理証明書取得	家庭裁判所に受理されたことについての証明書を取得いたします。	1人につき 10,000円
<input type="checkbox"/> 出張・同行費用	裁判所や相続人のご自宅に、同行・出張させていただきます。 (必要な場合)	・1回10,000円（東区、中区、南区、西区、安佐南区、安芸郡府中町） ・1回15,000円（上記以外の広島市） （広島市以外の場合は、別途ご提案させていただきます）